

市広聴第 806 号

平成 23 年 7 月 25 日

横浜公害病患者と家族の会  
会長 吉田 富美子 様

川崎公害病患者と家族の会  
会長 北島 幸 様

横浜市長 林 文子



横浜市ぜん息患者医療費助成制度等の実現に関するご要請について (回答)

さきにご要望 (平成 23 年 6 月 7 日) のありましたことについて、次のとおりお答えします。

本市では、呼吸器疾患にかかる医療費助成制度としては、公害健康被害の補償等に関する法律 (昭和 63 年 3 月 1 日施行) に基づく既認定患者への補償給付を行っていますが、厳しい財政状況の中、ぜん息などへの市独自の医療費助成は、困難な状況です。

また、本市のぜん息患者数については公害健康被害者として認定している方は 302 人 (平成 23 年 5 月末現在) です。それ以外の成人ぜん息患者について統計はありません。厚生労働省においても総患者数\* (傷病別推計) はありますが、患者数はありません。

\*総患者数とは、調査日現在において、継続的に医療を受けている者 (調査日には医療施設で受療していない者を含む。) の数を次の算定式により推計したものです。

総患者数 = 入院患者数 + 初診外来患者数 + 再来外来患者数 × 平均診療間隔 × 調整係数 (6 / 7)

<参考> 厚生労働省「患者調査の概況」(平成 20 年)

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/08/index.html>

また、気管支ぜん息の治療が必要なお子様については、国の事業の小児慢性特定疾患医療給付事業による医療の給付を行っています。

対象者は原則 18 歳未満の方ですが、18 歳到達時点で本事業の対象となっていて、その後も引き続き医療の給付を受けている場合には 20 歳未満までの延長が認められています。

【参考】小児慢性特定疾患医療給付事業による気管支ぜん息の対象者数

平成 20 年度……32 人

平成 21 年度……29 人

平成 22 年度……21 人

微小粒子状物質については、平成 22 年度に、市内 3 地点において微小粒子状物質の測定器を設置しました。今後、自排局及び一般局の常時監視測定局の全局に同測定器を設置していく予定です。

市内の大気汚染の状況については、平成 21 年度は光化学オキシダントを除く二酸化窒素などの項目で環境基準に適合しました。

また、平成 22 年度の測定結果などについては、本年 7 月末に環境創造局環境監視センターのホームページに掲載する予定です。

<参 考>平成 21 年度の横浜市内の主な大気汚染物質の測定結果  
(年平均値)

	一般局	自排局
二酸化窒素	0.020ppm	0.027ppm
浮遊粒子状物質	0.025mg/m <sup>3</sup>	0.026mg/m <sup>3</sup>
二酸化硫黄	0.005ppm	—
光化学オキシダント	0.027ppm	—

この旨ご了承いただき、両会の皆様によりしくお伝えください。